

# 調整給付金の対象になる方

<モデルケース③>

## 令和6年度分 個人住民税(所得割)

定額減税可能額  
(1万円×2人=20,000円)

定額減税しきれない額①  
※住民税(所得割)0円の場合  
(20,000円 - 0円 = 20,000円)



## 令和6年分推計所得税 (令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額  
(3万円×2人=60,000円)

税額  
19,500円

定額減税しきれない額②  
(60,000円 - 19,500円  
= 40,500円)



定額減税しきれない額(①+②)は60,500円

調整給付金額は1万円単位に切り上げた**70,000円**となります。

※住民税(所得割)が0円であっても、所得税が課税されている場合は、調整給付金の対象となります。